

いたばし適正管理推進マンション認定事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、適正な管理を実施しているマンションを評価し、「いたばし適正管理推進マンション」として認定することにより、区民が安心して暮らせる住環境の形成を図るとともに、住生活の向上に寄与することを目的とする。

(用語)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、東京都板橋区良質なマンションの管理等の推進に関する条例（平成29年板橋区条例第37号。以下「条例」という。）に定める用語の例による。

(対象)

第3条 本事業の認定対象となるマンションは、東京都板橋区マンション管理計画認定制度実施要綱（以下「管理計画認定制度実施要綱」という。）第6条第2項に規定する認定を受けているマンション（以下「認定マンション」という。）とする。

(認定の基準)

第4条 認定の基準は、条例を遵守していることとする。

(認定の手続等)

- 第5条 本事業の認定を受けようとする認定マンションの管理者等（以下「申請者」という。）は、認定申請書（別記第1号様式）に、管理計画認定制度実施要綱第6条第2項に規定する認定通知書の写し、その他区長が認定をするに当たって必要と認める資料を添付し、区長に申請するものとする。
- 2 管理計画認定制度実施要綱第6条第2項に基づく認定を受けた後に、管理計画認定制度実施要綱第8条第3項の規定による更新認定又は第9条第3項の規定による変更認定を受けた場合は前項によらず、その認定通知書の写しを添付し、申請するものとする。
- 3 区長は、前2項の規定による申請を受けた場合、審査を行い、認定することが適当であると認めるときは、認定通知書（別記第2号様式）を交付し、認定することが適当でないときは、認定基準に適合しない旨の通知（別記第3号様式）により申請者に通知する。

(認定証の交付等)

第6条 前条第3項の規定による認定の通知を受けた申請者（以下「認定管理者等」と

いう。)は、別に定める認定証交付申請書により、認定証の交付を申請することができる。

2 区長は、認定管理者等に対し、原則として1枚の認定証を交付するものとする。ただし、認定管理者等から認定証交付申請書に複数枚の交付を必要とする理由書が添付され交付申請があったときは、区長が必要と認める場合に複数枚の認定証を交付することができる。

3 認定管理者等は、認定証の交付を申請する場合、認定証交付申請書と併せて次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額を上限として認定証の実費を区長に納めなければならない。

(1) 認定証A 15,000円以内(税抜)

(2) 認定証B 30,000円以内(税抜)

4 認定証の様式及び実費の額は、別に都市整備部長が定めることとする。

なお、前項の規定による申請と併せて納付された実費の返還は原則として行わないこととする。

(複製・転売等の禁止)

第7条 認定管理者等は、認定証の複製、転売、譲渡等を行ってはならない。

(再交付)

第8条 認定管理者等は、認定証を破損、欠損、紛失等をした場合、別に定める認定証再交付申請書により、再交付の申請を行うことができるものとし、第6条第3項に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額を区長に納めなければならない。

2 区長は、前項の申請があった場合は、認定管理者等に対し認定証を交付する。

(認定の有効期間)

第9条 認定の有効期間は、第12条第1項の規定による認定の取消しが行われるまでとする。

(認定の変更等)

第10条 認定された内容の変更をしようとする認定管理者等は、認定変更申請書(別記第4号様式)に、管理計画認定制度実施要綱第9条第3項に規定する認定通知書の写しを添付し、区長に申請するものとする。

2 区長は、前項の規定による申請があったときは審査を行い、承認することが適当であると認めるときは、変更承認通知(別記第5号様式)により、承認することが適当でないと認めるときは、変更を承認できない旨の通知(別記第6号様式)により、認定管理者等に通知するものとする。

3 認定管理者等は、前項に規定する通知を適切に保管しなければならない。

(申請の取下げ)

第11条 申請者は、第5条第1項又は前条第1項の規定に基づく申請を行った後、第5条第3項又は前条第2項の規定に基づく通知があるまでの間は認定手続中止・申請取下届出書（別記第7号様式）により、当該申請を取り下げることができる。

(認定の取消し等)

第12条 区長は、本事業の認定を受けたマンション（以下「認定マンション」という。）が、次の各号いずれかに該当すると認めたときは、認定を取り消すことができる。

- (1) 認定管理者等から認定取消申立書（別記第8号様式）により、認定マンションの管理を取りやめる旨の申出又は認定を辞退する旨の申出があったとき
- (2) 認定マンションが認定基準に適合しなくなったとき
- (3) 管理計画認定制度実施要綱第16条の規定により、認定が取り消されたとき
- (4) 虚偽又はその他不正の手段により、認定を受けたとき
- (5) 認定マンションが滅失したとき
- (6) 前各号に掲げるもののほか、区長が認定を取り消す必要があると認めたとき

2 区長は認定を取り消したときは、認定取消通知書（別記第9号様式）により、速やかに、その旨を当該認定管理者等に通知するものとする。

3 認定管理者等であった者は、第6条第1項に規定する認定証を掲示している場合に前項の規定による認定の取消通知があったときは、認定証の掲示を取りやめなければならない。

(公表)

第13条 区長は、認定マンションについて、次の各号に掲げる事項を公表するものとする。ただし、認定管理者等から公表を希望しない旨の申し出があった場合は、この限りでない。

- (1) マンションの名称
- (2) 所在地
- (3) 認定年月日

2 区長は、前条の規定により、認定を取り消した場合は、認定した旨の公表を取りやめるとともに、認定を取り消した旨の公表を行うことができるものとする。

(認定管理者等の責務)

第14条 この要綱に基づき、認定管理者等は、条例に定める事項を遵守し、継続してマンションの適正な維持管理に努めなければならない。

(閲覧の禁止)

第15条 区長は、認定申請及び変更認定申請に関する情報を公開しないことを条件に収集し、申請に関する書類を閲覧に供しないものとする。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行のために必要な事項は、都市整備部長が別に定める。

付 則（令和4年3月31日区長決定）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付 則（令和7年12月10日区長決定）

この一部改正は、令和7年12月10日から施行する。

別記第1号様式(第5条関係)

年 月 日

(宛先)東京都板橋区長

申請者
住 所
氏 名
連絡先

いたばし適正管理推進マンション認定申請書

いたばし適正管理推進マンションの認定を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

この申請書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

記

- 1 マンションの名称
- 2 マンションの所在地
- 3 認定を受けた場合の公表の可否
☐可
☐否

※申請内容は、認定の審査に使用するものとし、個別の情報について他の用途に使用することはありません。

ただし、認定を受けたマンション名等については、申請者の了解を得たうえで、公表できるものとします。

別記第2号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

東京都板橋区長

いたばし適正管理推進マンション認定通知書

年 月 日付で申請のあったいたばし適正管理推進マンションの認定申請について、審査の結果、認定基準に適合すると認められるため、いたばし適正管理推進マンション認定事業実施要綱第5条第3項の規定により、下記のとおり認定します。

記

- 1 認定年月日
- 2 認定番号
- 3 マンションの名称
- 4 マンションの所在地

別記第3号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

東京都板橋区長

認定基準に適合しない旨の通知

年 月 日付で申請のあったいたばし適正管理マンションの認定について、審査の結果、認定基準に適合しなかったため、いたばし適正管理マンション認定事業実施要綱第5条第1項の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 マンションの名称
- 2 マンションの所在地
- 3 認定基準に適合しない理由

別記第4号様式(第10条関係)

年 月 日

(宛先)東京都板橋区長

申請者
住 所
氏 名
連絡先

いたばし適正管理推進マンション認定変更申請書

年 月 日付で認定を受けた内容について変更したいので、関係書類を添えて
下記のとおり申請します。

この申請書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

記

- 1 認定年月日
- 2 認定番号
- 3 マンションの名称
- 4 マンションの所在地
- 5 変更の概要

※申請内容は、認定の審査に使用するものとし、個別の情報について他の用途に使用することはありません。

ただし、認定を受けたマンション名等については、申請者の了解を得たうえで、公表できるものとします。

別記第5号様式（第10条関係）

第 年 月 日
号

様

東京都板橋区長

いたばし適正管理推進マンション認定変更承認通知

年 月 日付で申請のあったいたばし適正管理推進マンションの認定変更申請について、審査の結果、承認しましたので、いたばし適正管理マンション認定事業実施要綱第10条第2項の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 承認年月日
- 2 認定番号
- 3 マンションの名称
- 4 マンションの所在地

別記第6号様式（第10条関係）

第 年 月 日 号

様

東京都板橋区長

変更を承認できない旨の通知

年 月 日付で申請のあったいたばし適正管理推進マンションの認定変更申請について、審査の結果、変更を承認できなかったため、いたばし適正管理推進マンション認定事業実施要綱第10条第2項の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 認定番号
- 2 マンション名
- 3 マンションの所在地
- 4 承認できない理由

別記第7号様式（第11条関係）

第 年 月 日 号

（宛先）東京都板橋区長

申請者
住 所
氏 名
連絡先

いたばし適正管理推進マンション認定手続中止・申請取下届出書

年 月 日付で申請したいたばし適正管理推進マンションの（認定・変更）に係る申請について、下記の理由により申請の手続を中止・取下をしたいので、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 マンションの名称
- 2 マンションの所在地
- 3 手続中止・申請取下理由

別記第8号様式（第12条関係）

第 号
年 月 日

（宛先）東京都板橋区長

申請者
住 所
氏 名
連絡先

いたばし適正管理推進マンション認定取消申立書

年 月 日付で認定されたいたばし適正管理推進マンションの認定について、下記の理由により認定を取り消してほしいため、申し出ます。

記

- 1 認定年月日
- 2 認定番号
- 3 マンションの名称
- 4 マンションの所在地
- 5 認定取消申請理由

別記第9号様式（第12条関係）

第 号
年 月 日

様

東京都板橋区長

いたばし適正管理推進マンション認定取消通知書

いたばし適正管理推進マンション認定事業実施要綱第12条第1項の規定により、下記のマンションの認定を取り消したので、下記のとおり通知します。

記

- 1 認定年月日
- 2 認定番号
- 3 マンションの名称
- 4 マンションの所在地
- 5 認定取り消し理由